ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見

〔記入上の注意〕

- ・ ぼうこう機能障害及び直腸機能障害については、該当する障害についてのみ記入し、両方の障害
- を併せ持つ場合には、それぞれについて記入すること。 ・ $1\sim3$ の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の口に \checkmark 印を付け、必要事 項を記入すること。
- 障害認定の対象となるストマについては、排尿又は排便のための機能を持ち、永久的に造設され るものに限る。

1.ぼうこう機能障害	
1. はりこり版能障害	
□ 尿路変向(更)のストマ	
(1)種類・術式	(2) ストマにおける排尿処理の状態
 ① 種類 □ 腎瘻 □ 尿管瘻 □ ほうこう瘻 □ 己の他 ② 術式: ② 事術日: □ 年月日 ★ (ストマ及びびらんの部位等を図示すること。) 	 ○ 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な 状態の有無について □ 有 (理由) □ 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚 の著しいびらんがある(部位及び大き さについて図示すること。)。 □ ストマの変形 □ 不適切な造設箇所 □ 無
□ 高度の排尿機能障害	
(1)原因	(2) 排尿機能障害の状態・対応
□ 神経障害	□ カテーテルの常時留置
	□ 自己導尿の常時施行
□ 直腸の手術 ・術式: []	□ 完全尿失禁
・手術日: [年 月 日]	□ その他
□ 自然排尿型代用ぼうこう ・ 術式: [

2. 直腸機能障害	
□ 腸管のストマ	
(1)種類·術式	(2) ストマにおける排便処理の状態
 ① 種類 □ 空腸・回腸ストマ□上行・横行結腸ストマ□下行・S状結腸ストマ□その他□ □ ② 術式: □ □ □ ③ 手術日: □ 年 月 日 □ (ストマ及びびらんの部位等を図示すること。)	 ○ 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について □ 有 (理由) □ 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位及び大きさについて図示すること。)。 □ ストマの変形 □ 不適切な造設箇所
□ 治癒困難な腸瘻	
(1)原因	(3) 腸瘻からの腸内容の洩れの状態
① 放射線障害□ 疾患名:[□ 大部分
② その他	□ 一部分
□ 疾患名: [(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態
(2)瘻孔の数:[個]	□ 軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位及び大きさについて図示すること。)。
	一その他
(腸瘻及びびらんの部位等を図示すること。)	

□ 高度の排便機能障害		
(1)原因	(2) 排便機能障害の状態・対応	
□ 先天性疾患に起因する神経障害	□ 完全便失禁	
	□ 軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある。	
	□ 週に2回以上の定期的な用手摘便が必要	
手術日: 年 月 日] □ 小腸肛門吻合術 ※第日: □ ホール	□ その他	
手術日: <u>年月日</u>		
3. 障害程度の等級		
 (1級に該当する障害) □ 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せ持ち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの □ 腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの □ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの □ 尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの □ 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの 		
(3級に該当する障害) □ 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せ持つもの □ 腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの □ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持つもの □ 尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの □ 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度		
の排尿機能障害があるもの □ 高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の		
(4級に該当する障害) □ 腸管又は尿路変向(更)のストマを持つもの □ 治癒困難な腸瘻があるもの □ 高度の排尿機能障害又は高度な排便機能		